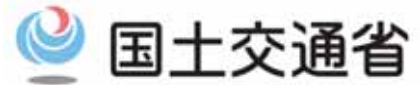


建設企業の資金繰りを応援します！

～ 幅広い融資制度をご用意しています ～



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省関係

地域建設業経営強化融資制度

公共工事請負代金債権を譲渡担保に、融資を受けられます。また、工事の出来高を超えた部分を含め融資が受けられるようになります。

< 主な相談窓口 >

北海道建設業信用保証(株) TEL 011-221-2092 北保証サービス(株) TEL 011-241-8654
東日本建設業保証(株) TEL 03-3545-5125 (株)建設経営サービス TEL 03-3545-8534
西日本建設業保証(株) TEL 06-6543-2944 (株)建設総合サービス TEL 06-6543-2848
(財)建設業振興基金 業務第一部 TEL 03-5473-4575

ファクタリング事業

下請企業が元請企業に対して有する工事請負代金債権をファクタリング会社が買い取ることで、早期に現金化することが可能となります。また、受取手形をファクタリング会社が買い取る制度も用意しています。

< 主な相談窓口 >

(株)建設経営サービス TEL 03-3545-8523 (株)建設総合サービス TEL 06-6543-2848
(財)建設業振興基金 業務第一部 TEL 03-5473-4575

中小企業庁関係

緊急保証制度

対象業種である等の要件を満たす中小企業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

< 主な相談窓口 >

各都道府県等の信用保証協会 <http://www.zensinhoren.or.jp/access.htm>

セーフティネット貸付制度

一時的に資金繰りに著しい支障を来している等の要件を満たす中小企業者は、政府系金融機関による融資を受けることができます。

< 主な相談窓口 >

(株)日本政策金融公庫 東京相談センター TEL 03-3270-1260
(株)商工組合中央金庫 お客様サービスセンター TEL 03-3246-9366

地方公共団体関係

各地方公共団体においても、融資制度が用意されています。詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。

国土交通省

国土交通省各地方整備局等において設置されている「建設業総合相談受付窓口」において、各種の融資制度に関する問い合わせ・相談をお受けするとともに、貸し渋り等の金融機関の融資に関する情報を受け付けます。

< 受付窓口 >

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/window.html>

お近くの地方整備局等にお問い合わせください。

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」においてもお受けします。

TEL : 0570-018-240(ナビダイヤル)

建設業協会

(社)全国建設業協会及び各都道府県の建設業協会に設置されている「建設業総合相談受付窓口」においても、同様の相談や情報を受け付けます。

< 受付窓口 >

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/window.html>

(社)全国建設業協会又はお近くの都道府県建設業協会にお問い合わせください。

なお、金融機関の融資等に関する情報等は、金融庁・中小企業庁等の以下の窓口でも受け付けています。

< 受付窓口 >

* 「金融円滑化ホットライン」(金融庁) TEL : 03-5251-7755

* 金融円滑化「大臣目安箱」(金融庁等) TEL : 03-3501-2100

<http://www.fsa.go.jp/meyasu/index.html>

寄せられた情報は、金融庁又は財務省において、金融機関の検査・監督に当たり、貴重な情報として活用しています。なお、金融機関との個別のトラブルについてのあっせん・仲介・調停、金融機関からの報告内容のご説明はできません。

* 「中小企業金融貸し渋り110番」(中小企業庁)

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/081104kikyuu_hosho.htm

お近くの経済産業局にお問い合わせください。